

東京都板橋区危機管理本部運営要綱

(平成19年3月30日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区危機管理本部規則(平成19年板橋区規則第11号。以下「規則」という。)第10条の規定に基づき、東京都板橋区危機管理本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の呼称)

第2条 本部の呼称は、危機の内容に応じ定めるものとする。この場合において、本部の呼称を定め難いときは、単に「板橋区危機管理本部」とする。

(本部員等の職務)

第3条 本部員のうち、規則第5条第5項に規定する部長(以下「所管部長」という。)は、同項に基づき、所管事務の危機に関する事前発生予防、発生時の対処措置及び事後の復旧措置について、危機の段階に応じたマニュアル、計画等(以下「危機計画等」という。)を、あらかじめ定めるものとする。

2 前項の所管部長以外の本部員は、所管事務の危機に関する平素の訓練、対策、法的根拠の確認等について検討を行い、よりの確、効果的な危機計画等となるよう必要な見直しを図るものとする。

3 防災危機管理課は、前2項に関する指導、助言を行い、危機計画等を一元的に管理するものとする。

(休日・夜間監視事務)

第4条 本部員は、規則第5条第3項に規定する宿直勤務又は日直勤務(以下「休日・夜間監視事務」という。)において、危機に関する情報を覚知したときは、その情報を収集及び記録し、状況に応じ速やかに、危機管理部長、規則第8条第4項に規定する所管部の部長及び防災危機管理課長に連絡するとともに、関係機関との連絡調整を行うものとする。

2 本部員は、休日・夜間監視事務を終えたときは、直ちに、危機管理部長に経過を報告し、事務を引き継がなければならない。

3 勤務を終えた本部員に交替して引き続き休日・夜間監視事務に従事すべき本部員があるときは、前項の規定にかかわらず、当該本部員に事務を引き継がなければならない。この場合において、事務引継ぎの完了しない本部員は、完了までの間、引き続き当該事務に従事しなければならない。

4 本部員は、疾病、事故その他やむを得ない事情により休日・夜間監視事務に従事することができないときは、別記様式の危機管理本部員勤務交替届により、あらかじめ、その旨を本部長に届け出なければならない。

(本部会議)

第5条 規則第7条第2項に規定する本部長が定める本部員は、東京都板橋区組織規則(昭和46年板橋区規則第5号)第8条第1項に規定する部長(同条第2項の担当部

長を含む。)、会計管理者、保健所長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長、防災危機管理課長、地域防災支援課長及び広聴広報課長を常任構成員とし、必要に応じ本部長が指名する。

- 2 本部会議の招集は、別に定める基準により、危機管理部長が所管部長の請求を受け、又は同部長自らの判断により総合的に検討し、本部長である区長に本部会議の招集を求める。
- 3 本部会議は、原則として、板橋区防災センター（以下「防災センター」という。）において開催する。
- 4 本部長は、本部会議を招集したときは、本部の運営を円滑に行うため、発生した危機の特性及び大きさに応じ班を編成し、役割分担を決定することができる。この場合において、本部長は、第3条第1項に規定する危機計画等を参酌して決定するものとする。

（特別活動員）

第6条 本部長は、板橋区地域防災計画で定める特別活動員と同一の職員を、本部の特別活動員として任命する。

- 2 特別活動員の区分及び内容は、次に定めるとおりとし、本部長の指揮命令により、活動するものとする。

- (1) 地域班 災害状況の調査、応急対策活動等に関すること。（本部長が指定する地域センターに参集）
- (2) 避難所隊 避難所の開設運営に関すること。（本部長が指定する避難所に参集）
- (3) 情報隊 情報の収集及び伝達に関すること。（防災センターに参集）
- (4) 一時滞在施設班 一時滞在施設の開設運営に関すること。（本部長が指定する一時滞在施設に参集）
- (5) 緊急医療救護班 緊急医療救護所の開設運営に関すること。（本部長が指定する緊急医療救護所に参集）

（本部の縮小）

第7条 本部は、災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部に移行したときは、第4条に規定する休日・夜間監視事務のみを行うものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
（板橋区危機管理本部設置要綱の廃止）
- 2 板橋区危機管理本部設置要綱（平成16年10月1日区長決定）は、廃止する。

（施行期日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は区長決定の日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。

この要綱の一部改正は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。